

NISA 制度改正について

新NISA 制度移行時の注意事項

No.1

2023年12月末時点で、「一般NISA口座」または「つみたてNISA口座」を当行で開設されている方は、自動的に「新NISA口座」が開設されます。

2023年末

一般NISA口座

つみたてNISA口座

2024年

新NISA口座

お手続き

新NISA口座の開設についてお手続きは不要です。

No.2

一般NISA口座で「成長投資枠対象外銘柄」にて積立投信をご利用されている場合、2024年1月以降は、課税口座にて積立投信が自動継続されます。

現在のご契約

2024年1月からの積立投信

一般NISA利用
積立投信契約

成長投資枠
対象銘柄で積立

新NISA口座(成長投資枠)にて
積立投信が自動継続

成長投資枠
対象外銘柄で積立

課税口座にて積立投信が自動継続

お手続き

非課税での積立投信ができなくなります

- 課税口座にて積立投信を自動継続する場合、お手続きは不要です。
- 非課税での積立投信をご希望の場合には、積立投信契約の解約を行うか、12月に振替が終了するよう変更のお手続きが必要です。
- つみたてNISAで積立投信をご利用されている場合は、2024年1月以降、新NISA口座の「つみたて投資枠」を利用して買付を行う契約に自動移行されます。

No.3

一般NISA口座の非課税期間(5年)満了時は、新NISA口座へ移行されません。

購入年が2019年である一般NISA口座で保有する投資信託は、2023年12月末をもって5年間の非課税期間の満了を迎え、2024年1月1日に課税口座に移行されます。2024年の新NISA枠を使用して非課税期間を延ばすことはできませんのでご注意ください。

注意						
一般NISA ← → 新NISA						
非課税期間(5年)						
2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025

お手続き

非課税期間内に売却をご検討のお客さまはお手続きが必要です。換金手続きは換金代金入金日(受渡日)が2023年内となるよう、お願いいたします。なお、換金代金入金日はファンドによって異なります。

No.4

2024年1月以降、非課税で支払われた分配金を「るいとうコース」にて再投資した場合、「課税口座」での買付となります。(2020年から2023年のNISA枠で保有するファンドが対象です。)

分配金	2023年まで	▶ 非課税口座での買付(再投資)
	2024年以降	▶ 課税口座での買付(再投資)

お手続き

「課税口座」での買付をご希望されない場合は、「再投資」を停止し「受取」(指定預金口座への入金)となるよう、お手続きが必要です。

新NISAの概要は裏面をご確認ください。

2024年から新しいNISA制度が始まります！

令和5年3月31日に公布された改正租税特別措置法(2024年1月施行)において、**NISA制度の恒久化、非課税投資枠の拡大、非課税期間の無期限化**などの改正がされました。
今回の改正に関して、現行制度との比較を含め、改正内容についてご紹介します。

	現行NISA		新しいNISA	
	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠
新規投資可能期間	～2023年末	～2023年末	2024年～ (恒久化)	POINT 1
非課税期間	最長5年間	最長20年間	無期限	POINT 2
非課税保有限度額	600万円	800万円	1,800万円 (うち成長投資枠1,200万円)	POINT 3
年間投資上限額	120万円	40万円	合計360万円 240万円	POINT 4 120万円
制度併用	不可		可能	
非課税投資枠の管理	年間の購入額で管理		年間の購入額と非課税保有限度額で管理	
非課税投資枠の再利用	不可		非課税保有限度額の再利用が可能	
口座開設対象者	その年の1月1日において18歳以上の人		その年の1月1日において18歳以上の人	
購入方法	一括・積立	積立	一括・積立	積立
対象商品	上場株式・ 公募株式投資信託等	公募株式投資信託等 (※1 金融庁が指定する銘柄のみ)	上場株式・公募株式投資信託等 (※2 一部銘柄を除く)	公募株式投資信託等 (現行のつみたてNISAと同じ)

※1 積立・分散投資に適した一定の投資信託

※2 ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く
現行制度および令和5年度税制改正の内容に基づき群馬銀行が作成

2024年からの新しいNISA制度のポイント

POINT 1

NISA制度が恒久化

これまでNISA制度は、新規投資ができる期限に定めがある暫定的な制度でしたが、今回の改正により、期限の定めがない恒久的な制度となりました。
※ジュニアNISAを利用した新規投資は2023年末をもって終了となります。

POINT 2

非課税期間が無期限に

現行NISA制度では、一般NISAで最長5年間、つみたてNISAで最長20年間と、非課税期間が限られていました。しかし、2024年1月からスタートする新しいNISA制度では、非課税期間が成長投資枠・つみたて投資枠ともに無期限になります。

POINT 3

非課税保有限度額は最大1,800万円

新しいNISA制度では、「非課税保有限度額」で残高の管理がされ、簿価ベースで合計1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)まで保有できます。また、換金した場合には再利用ができます。

POINT 4

年間投資上限額が最大360万円に拡大

現行NISA制度での年間投資上限額は、一般NISAを選んだ場合は120万円、つみたてNISAを選んだ場合は40万円でしたが、新しいNISA制度では最高360万円と大幅に拡大します。
内訳としては、現行の一般NISAの機能が引き継がれる成長投資枠が従来の2倍の年間240万円、つみたてNISAに当たるつみたて投資枠が従来の3倍の年間120万円です。それぞれ大幅に増えており、今回の改正の目玉として注目されています。

POINT 5

成長投資枠とつみたて投資枠の併用が可能に

新しいNISA制度では、NISA口座に成長投資枠とつみたて投資枠の勘定が毎年設定され、同一年に双方の併用が可能になります。

シンプルでわかりやすく、
より使い勝手の良い制度に生まれ変わります！

NISA制度(非課税口座)に関するご留意点

●非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。●非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。なお、所定の手続の下で、金融機関の変更が行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。●金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当行では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています(つみたてNISAは、税法上の公募株式投資信託のうち一定の要件を満たした商品のみが対象です)。2024年以降の新しいNISAにおいては、つみたて投資枠の投資対象商品はつみたてNISAと同じですが、成長投資枠の投資対象商品は一般NISAと異なりますのでご注意ください。●非課税口座には年間の非課税投資枠が設定されており、一旦利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。2024年以降の新しいNISAにおいては、非課税保有限度額の再利用はできませんが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等とは通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。●投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間非課税投資枠が費消されます。●2023年までに、NISA制度を利用して非課税投資された公募株式投資信託等の非課税期間終了時に、NISA口座内でお客さまが保有される公募株式投資信託等は、特定口座等の課税口座に時価で移管されます。●2023年までつみたてNISAと一般NISAはどちらか一方の勘定の選択制であり、同一年に両方の勘定の適用は受けられません。●税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。●このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取り扱いが変更となる可能性があります。

投資信託および積立投信についてのご留意点

●投資信託は預金商品ではなく、元本および分配金の保証はありません。●投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等(株式・債券等)の値動きにより変動する(外貨建資産は為替変動リスクもあります)ため、お受取金額が投資元本を割込む(損失が生じる)リスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。●ご購入時等に各種手数料がかかります(投資信託の購入、保有、換金等にかかる費用の合計=購入時手数料(お申込手数料)(お申込代金の最大3.3%) + 運用管理費用(信託報酬)(純資産総額に対し最大年2.2%) + 信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.5%) + その他費用)。※一部のファンドについては、運用実績に応じて成功報酬が別途かかる場合があります。※その他費用、成功報酬は運用状況等により変動するため、その総額および上限額等を示すことができません。●お申込みにあたっては、契約締結前交付書面(目録見書および目録見書補充書面)等を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。